

第 2 3 表 学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別定年退職者 1 人平均退職給付額（全国）

学歴・職種、勤続年数階級	企 業 規 模 計			1,000 人 以 上			300 ～ 999 人			100 ～ 299 人			30 ～ 99 人		
	退 職 時 の 所 定 内 賃 金 （ 月 額 ）	1 人 平 均 退 職 給 付 額 ¹	月 収 換 算 ²	退 職 時 の 所 定 内 賃 金 （ 月 額 ）	1 人 平 均 退 職 給 付 額 ¹	月 収 換 算 ²	退 職 時 の 所 定 内 賃 金 （ 月 額 ）	1 人 平 均 退 職 給 付 額 ¹	月 収 換 算 ²	退 職 時 の 所 定 内 賃 金 （ 月 額 ）	1 人 平 均 退 職 給 付 額 ¹	月 収 換 算 ²	退 職 時 の 所 定 内 賃 金 （ 月 額 ）	1 人 平 均 退 職 給 付 額 ¹	月 収 換 算 ²
大 学 卒 （ 管 理 ・ 事 務 ・ 技 術 職 ）	千円	万円	月分	千円	万円	月分	千円	万円	月分	千円	万円	月分	千円	万円	月分
20 ～ 24 年	526	1,896	36.0	562	2,191	39.0	486	1,662	34.2	478	1,347	28.2	455	1,282	28.2
25 ～ 29 年	521	1,021	19.6	611	1,441	23.6	483	933	19.3	521	920	17.7	397	494	12.5
30 ～ 34 年	495	1,559	31.5	658	2,146	32.6	497	1,465	29.5	459	1,087	23.7	370	1,451	39.2
35 年 以 上	549	1,891	34.5	579	2,206	38.1	494	1,567	31.7	521	1,415	27.2	477	869	18.2
	524	2,037	38.9	549	2,242	40.8	484	1,742	36.0	453	1,543	34.0	540	1,785	33.1
高 校 卒 （ 管 理 ・ 事 務 ・ 技 術 職 ）	435	1,682	38.6	473	2,103	44.5	406	1,389	34.2	391	1,208	30.9	365	803	22.0
20 ～ 24 年	359	557	15.5	355	689	19.4	327	408	12.5	343	653	19.0	384	534	13.9
25 ～ 29 年	355	618	17.4	388	927	23.9	330	665	20.2	312	661	21.2	375	459	12.2
30 ～ 34 年	401	1,094	27.3	414	1,460	35.3	391	918	23.5	414	1,194	28.9	377	600	15.9
35 年 以 上	451	1,909	42.3	480	2,189	45.6	420	1,602	38.1	403	1,373	34.1	351	1,092	31.1
高 校 卒 （ 現 業 職 ）	345	1,183	34.3	385	1,541	40.1	323	1,060	32.8	283	868	30.6	320	619	19.3
20 ～ 24 年	284	406	14.3	284	468	16.5	286	394	13.8	235	379	16.1	313	402	12.9
25 ～ 29 年	273	555	20.4	294	643	21.9	279	576	20.7	297	707	23.8	224	319	14.2
30 ～ 34 年	317	800	25.3	324	926	28.6	321	811	25.3	266	663	25.0	363	763	21.0
35 年 以 上	369	1,471	39.8	401	1,706	42.6	339	1,332	39.3	302	1,109	36.7	333	809	24.3
中 学 卒 （ 現 業 職 ）	296	1,059	35.7	305	1,354	44.4	265	592	22.3	264	1,057	40.1	324	1,055	32.6
20 ～ 24 年	203	292	14.4	X	X	X	X	X	X	X	X	X	-	-	-
25 ～ 29 年	261	498	19.1	215	647	30.0	268	473	17.6	-	-	-	-	-	-
30 ～ 34 年	329	757	23.0	332	868	26.1	X	X	X	X	X	X	X	X	X
35 年 以 上	310	1,369	44.2	304	1,493	49.2	233	655	28.1	X	X	X	333	1,246	37.5

（ 注 ）（ １ ）「退職給付額」は、令和 4 年 1 年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の計である。

（ ２ ）「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合である。

（ ３ ）「X」は調査客体数が少ないため公表しない。

資料出所：厚生労働省「令和 5 年就労条件総合調査」（令和 6 年は調査実施せず。）